第2節

ワークライフバランス・女性の活躍の更なる推進

わが国を取り巻く安全保障情勢が一層厳しさを 増し、防衛省・自衛隊の対応が求められる事態が 増加するとともに長期化しつつある一方、社会構 造の大きな変化によりその任務を担う防衛省の職 員は、今後男女ともに、育児・介護などの事情の ため時間や移動に制約のある者が増加することが 想定される。

このような厳しい状況の中で、各種事態に持続的に対応できる態勢を確保するためには、職員が心身ともに健全な状態で、高い士気を保って、その能力を十分に発揮しうるような環境を整えることが必要である。このような考えから、防衛省・自衛隊においては、職員の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)に関する取組を進めて

いる。

また、防衛省・自衛隊は、女性職員の活躍の推進に積極的に取り組んでおり、その数も近年増加傾向にある。

防衛省・自衛隊においては、ワークライフバランスと女性職員の採用・登用のさらなる拡大を一体的に推進するため、①働き方改革、②育児・介護等と両立して活躍できるための改革及び③女性職員の活躍推進のための改革の3つの改革を盛り込んだ各種計画¹を策定するなど、様々な取組を行っている。また、防衛大臣政務官を長とする「内部部局等の職員の働き方改革推進委員会」において、働き方改革や業務見直しを推進する取組を検討し実施している。

1 働き方改革

(1) 価値観・意識の改革

働き方改革にあたっては、特に管理職員などの働き方に対する価値観や意識の改革を行う必要がある。防衛省・自衛隊においては、平成29 (2017)年度以降、働き方改革やワークライフバランスに関する意識啓発のため、トップからのメッセージの発出、セミナーや講演会などの教育を実施している。また、育児や介護などで時間や移動に制約がある隊員が増えていく中、全ての隊員が能力を十分に発揮して活躍できるよう、ワークライフバランス確保のため、長時間労働の是正や休暇の取得の促進などに努めている。

(2) 職場における仕事改革

ワークライフバランス推進に向けた取組は、個々の職場の実情に合わせた取組を行い、それぞれの職員が自ら職場環境の改善策を考えることが実効性のある取組や風土作りにつながる。そのような考えから、16 (平成28) 年以降、ワークライ

フバランス推進強化期間等において、「防衛省に おける働き方改革推進のための取組コンテスト」 を実施しており、各機関などからの応募の中か ら、特に優れた取組について防衛大臣及び防衛副 大臣がそれぞれ表彰を行うとともに、各職場にお ける仕事改革の一助としている。

(3) 働く時間と場所の柔軟化

業務の繁閑の事情や個人の抱える時間制約などの事情を踏まえれば、働く時間と場所の柔軟化が



テレワーク端末を活用し、業務に取り組む隊員

¹ ①「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」(15 (平成27) 年1月)、②「女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律に基づく防衛省特定事業主行動計画 (平成28年度~平成32年度)」(16 (平成28) 年4月)、③「次世代育成支援対策推進法に基づく防衛省特定事業主 行動計画 (平成27年度~平成32年度)」(15 (平成27) 年3月)

VOICE

イクメンの声

陸上自衛隊第26普通科連隊 第4中隊長(北海道旭川市) 3等陸佐 海木 肇

自衛隊にも夫婦ともに子供が3歳になるまで育児 休業を取得できる制度があります。これに加えて、 男性職員は妻の産前産後に最大7日間の有給休暇を 取得することが可能となっています。

海木家は、平成30年12月に第2子を授かること ができたのですが、その際に妻の仕事の関係もあっ て、平成31年1月から3月までの約2か月間、育児 休業を取得して子育てに専念するという貴重な経験 をすることができました。第1子が生まれた際は育 児休業を取得しておらず、ほとんどを妻にやっても



海木家の集合写真(右端筆者)

らっていたため不安もありましたが、上司、同僚等 の理解と妻の指導のおかげで無事にその期間の育児 という任務を完遂することができました。

平成30年度の実績によれば、男性自衛官の育児 休業取得率は約3.5%であり、男性の国家公務員全 体の取得率は約12%にとどまっている現状をみる と、まだまだ育児休業が取得しやすい環境とは言え ないのかもしれません。しかし、社会全体の風潮を 受け今後自衛隊も変化していくと思いますので、育 児休業経験者として、男性自衛官が育児休業を取得 しやすい環境作りに協力するとともに、同僚等が育 児休業を取得する際には積極的にそれをフォローし たいと思っています。



職場で業務に専念する筆者の様子

必要である。このため、防衛省・自衛隊において は、平成28 (2016) 年度からフレックスタイム 制を導入したほか、早出遅出勤務の多段階化を図 るなど、柔軟に勤務時間を選択できるようにした。 また、自宅における勤務を可能とするテレワーク 環境の整備については、平成29(2017)年度に

本省内部部局においてテレワークを開始して以 降、各幕、防衛監察本部及び南関東防衛局など順 次対象機関を拡大しており、その他の機関におい ても令和2(2020)年度までに利用を開始できる よう取り組んでいる。

育児・介護などと両立して活躍できるための改革

男女ともにワークライフバランスを実現しつつ 活躍するためには、育児・介護などと仕事を両立 するための制度や、不規則な勤務態勢にある自衛 隊の特性に合った保育の場を確保することなどが 必要である。

(1) 育児・介護をしながら活躍できるための環境 整備

防衛省・自衛隊においては、育児休業などを取 得する職員のための代替要員の確保など、職員が 育児・介護などと仕事を両立するための様々な制 度を整備しているほか、特に男性職員の家庭生活

への参画を推進するため、男性職員の育児休業などの取得促進に取り組んでおり、令和2 (2020) 年度から、子どもが生まれた全ての男性職員が1ヶ月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指すとともに令和2 (2020) 年度までに男性職員の育児休業取得率13%を目指している。

また、育児休業からの円滑な復帰を支援するためのメールマガジンの発信や、管理職員や人事担当部局がきめ細かく職員の育児にかかる状況を把握するための「育児シート」などの活用を促進するなど、職業生活と家庭生活を両立しやすい環境整備を進めている。

防衛省・自衛隊では、中途退職した自衛官を再度採用できる制度があるが、この制度について、17(平成29)年1月、育児・介護により中途退職した者も採用できるよう見直しを行い、18(平成

30) 年1月、本制度に基づく採用を開始した。

(2) 保育の場の確保

不規則な勤務態勢である自衛隊の特性に合った 保育の場を確保することは、子育でをする隊員が 任務に専念するために重要である。防衛省・自衛 隊においては、07 (平成19) 年4月以降、陸自の 三宿、熊本及び真駒内の各駐屯地と朝霞駐屯地宿 舎地区、海自の横須賀地区、空自の入間基地、防 衛省本省の所在する市ヶ谷地区、防衛医科大学校 にそれぞれ庁内託児施設を整備してきた。

また、災害派遣などにおける緊急登庁時において、他に預け先がなく、子供を帯同して登庁せざるを得ない隊員について、自衛隊の駐屯地などで子供を一時的に預かる緊急登庁支援の施策を推進している。

📵 女性職員の活躍推進のための改革

防衛省・自衛隊は、女性職員の採用・登用のさらなる拡大を図るため、従来、「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」において女性職員の採用・登用について具体的な目標を定めるなど、意欲と能力のある女性職員の活躍を推進するための様々な取組を行ってきている。さらに、17(平成29)年4月、「女性自衛官活躍推進イニシアティブ―時代と環境に適応した魅力ある自衛隊を目指して―」(「イニシアティブ」)を策定し、女性自衛官の活躍を推

進するための理念的な方針を明らかにした。

(1) 女性自衛官の活躍推進に取り組む意義と人事 管理の方針

「イニシアティブ」においては、女性自衛官の活躍推進に取り組む意義と人事管理の方針について明らかにしている。具体的には、自衛隊の任務が多様化・複雑化する中、自衛官には、これまで以上に高い知識・判断力・技術を備えた多面的な能力が求められるようになっている。また、少子





動画:陸自初の女性空挺隊員

URL: https://www.youtube.com/watch?v=AjTaHfAuvMo



動画:自分の時間も大切に働く女性海上自衛官

URL: https://www.youtube.com/watch?v=tsk6VAV6LP4







動画:子育てしながら勤務する女性航空自衛官

URL: https://www.youtube.com/watch?v=qUKHaUQkeXM



女性初のイージス艦艦長として着任した大谷1佐(19(令和元)年12月)

化・高学歴化の進行などによる厳しい募集環境の もと、育児や介護などで時間や場所に制約のある 隊員が大幅に増加することが想定される。

こうした環境の変化を踏まえれば、自衛隊とし ても、従来の均質性を重視した人的組成から多様 な人材を柔軟に包摂できる組織へと進化すること が求められている。

自衛隊において、現時点で必ずしも十分に活用 できていない最大の人材源は、採用対象人口の半 分を占める女性である。女性自衛官の活躍を推進 することは、①有用な人材の確保、②多様な視点 の活用、③わが国の価値観の反映、といった重要 な意義がある。このため、防衛省・自衛隊として、 意欲と能力、適性のある女性があらゆる分野に チャレンジする道を拓き、女性自衛官比率の倍増 を目指すこととした。

なお、女性自衛官の採用・登用に際しては、機 会均等のさらなる徹底を図るとともに、本人の意 欲と能力・適性に基づく適材適所の配置に努める ことを、人事管理の方針としている。19(令和元) 年12月には、女性自衛官初のイージス艦艦長が 就任するなど、女性自衛官の活躍が推進されてい る。

(2) 女性自衛官の配置制限の解除

防衛省・自衛隊においては、女性自衛官の配置 制限について順次見直しを行い、18 (平成30)年 12月に潜水艦の配置制限を解除したことにより、 「母性の保護」の観点から女性が配置できない部 隊(陸上自衛隊の特殊武器(化学)防護隊の一部 及び坑道中隊)を除き、配置制限を全面的に解除 した。

これら配置制限の解除により、18 (平成30)年 には女性自衛官初の戦闘機操縦者が誕生した。ま た、20 (令和2) 年1月には、女性潜水艦要員に対 する教育が開始されるとともに、同年3月には、 女性自衛官が初めて空挺教育隊での基本降下課程 を修了し、陸自第1空挺団に所属することとなっ た。

(3) 女性職員の採用の拡大

ア 女性自衛官

女性自衛官は、20(令和2)年3月末現在、約 1.7万人(全自衛官の約7.4%)であり、10年前 (10(平成22)年3月末時点で全自衛官の約5.2%) と比較すると、2.2ポイント増となっており、そ の比率は近年増加傾向にある。

女性自衛官の採用については、令和9(2027) 年度までに全自衛官に占める女性の割合を9%以 上とすることを目標に、平成29(2017)年度以 降の採用者に占める女性の割合を10%以上とす ることとしている。具体的には、自衛官の採用予 定数における男女別の区分の撤廃や、女性の採用 予定数の増加などにより自衛官の採用数を増加さ せるため、女性の採用を積極的に行うとともに、 女性の活躍を推進し、これを支える女性自衛官に かかる教育・生活・勤務環境の基盤整備を推進す る。

また、登用については、佐官以上に占める女性 の割合を3.1%より増やし、将来佐官以上になる ことが期待される人材については、尉官の時期に 部隊勤務の指揮官職又は指揮官補佐職へ補職する ことを重視して経験を積ませ、育成を図ることと している。

Q 参照 図表IV-1-2-1 (女性自衛官の在職者推移)

イ 女性事務官、技官、教官など

女性事務官、技官、教官などは、20 (令和2)年 3月末現在、約3,400人(全事務官などの約 25.2%) であり、10年前(10(平成22)年3月末 時点で全事務官などの約23%)と比較すると、 2.2ポイント増となっており、その比率は近年増 加傾向にある。

採用については、平成28 (2016) 年度以降、政

VOICE 女性隊員の活躍

陸上自衛隊第1空挺団団本部中隊(千葉県船橋市) 3等陸曹 橋場 麗奈

私は、空挺教育隊で実施された第319期基本降下 課程を修了し、幼い頃からの念願であった第1空挺 団に所属することができました。

男女共同参画社会の促進に伴い、女性自衛官の配 置制限が解除されたことを機に、私たち女性が活躍 する場面が増えたことを嬉しく思うと同時に、温か く迎えてくださった第1空挺団の隊員の皆様と熱心 に指導してくださった空挺教育隊の教官・助教の皆 様には感謝しております。

また、空挺隊員としてのスタートラインに立つこ とができたので、これからは心技体をより一層磨 き、『一所懸命』に日々精進していきます。



飛び出し訓練の機内での様子 (手前筆者)

海上幕僚監部 (東京都新宿区) 3等海佐 萬木 明佳

艦船・武器課は、艦船の建造や維持整備などを行 う部署です。私は潜水艦担当として、建造時の図面 や工程のチェック、不具合対応など、技術的な面か ら艦船を支える仕事をしています。

私は2児の母でもありますが、上司や同僚、家族に は非常に助けてもらっています。例えば自衛官の夫 は、子供それぞれに半年間ずつ育児休業を取得しま した。おかげで私は早期に職場復帰でき、また、当直 や出張などで不在の際も安心して任せています。

今の目標は「無理なく働き、より良い艦船を造る」 こと。家庭も仕事も大切にしていきたいと思います。



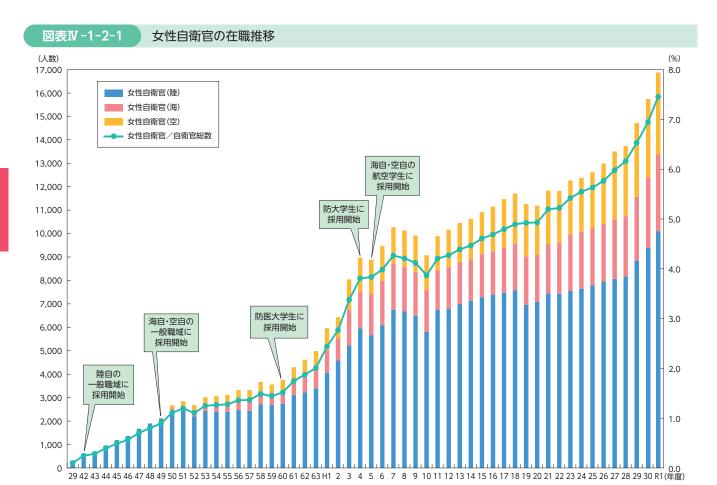
艦船・武器課で勤務する上司・同僚と筆者 (中央)

航空自衛隊特別航空輸送隊(北海道千歳市) 1等空尉 佐藤 沙緒里

私は、内閣総理大臣などの要人輸送を行う政府専 用機B-777の空中輸送幹部(いわゆる客室乗務員) として、特別航空輸送隊で勤務しています。要人を 目的地まで安全かつ確実に輸送することは、国の外 交の一翼を担う、ひいてはわが国の平和と安全に寄 与する重要な仕事です。そのため、他のクルーと連 携して、安全で快適な空間の提供と定刻どおりの運 航ができるよう、日々厳しい訓練に励んでいます。 要人の接遇には重圧を感じますが、乗客の方々から 頂く笑顔と感謝の言葉は、私に仕事のやりがいを与 えてくれます。子供のころからの夢であった仕事に、 誇りと生きがいを感じながら勤務しています。



機内食提供訓練中の筆者



(注) 20(令和2)年3月末現在女性自衛官は16,863名(全自衛官現員の約7.4%)

府目標と同様に、採用者に占める女性の割合を30%以上としている。また、登用については、令和2(2020)年度末までに、地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性の割合を5%程度、

本省課室長相当職に占める女性の割合を2%程度、本省係長相当職に占める女性の割合を27%程度とすることを目標としている。